

**「沖縄観光感謝の集い 2027」実施業務
企画公募型コンペティション
応募要綱**

1 趣旨

この要綱は、沖縄県の委託を受け、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が実施する「沖縄観光感謝の集い 2027」について、企画公募型コンペティション(以下、「コンペ」という。)を行うための必要な事項を定める。

2 事業目的

本事業は、これまで沖縄観光の振興へ寄与いただいた関係者へ感謝の意を伝え、2027 年の沖縄観光の方針及び取り組みを発信するとともに、本催事を通じて観光関係者間の交流・連携を更に深めることで沖縄の主要産業である観光産業のさらなる発展・振興を推進するきっかけづくりの場とする「沖縄観光感謝の集い 2027」の実施を目的とする。

3 委託業務の概要

- (1) 催 事 名 : 沖縄観光感謝の集い 2027
- (2) 契約期間 : 契約締結の日～令和 9 年 2 月 19 日(金)
- (3) 業務内容 : 別添「沖縄観光感謝の集い 2027 実施業務企画提案コンペ仕様書」
(以下、「仕様書」という。)を参照
- (4) 委託予算規模 : 18,000,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

4 応募資格

コンペの参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体であること。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所を有する企業又は団体であること。
- (5) 観光に関する知見を有し、かつ本業務の業務内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたっては、正副2名以上の専任の担当者を割当て、必要に応じて OCVB と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託業務の主たる部分を受託事業者(共同企業体

であれば幹事企業)が自ら履行可能であること。

(8) 沖縄県より指名停止措置を受けていないこと。

(9) 共同企業体で応募する場合は、以下のとおりとする。

- ① 共同企業体を代表する事業者(以下、「幹事企業」という。)が応募を行うこと
- ② 幹事企業が(4)に定める企業又は団体であること
- ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)～(3)の要件を満たす者であること
- ④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、(5)の要件を満たす者であること

5 応募の手続き

(1) 応募資料の配布

配布期間:公募開始から令和8年8月13日(木)正午まで

配布場所:OCVBのWebサイトからダウンロード(<http://www.ocvb.or.jp/>)

(2) 応募に係る質問

受付期限:令和8年7月29日(水)正午まで

質問方法:企画提案コンペ質問書(様式1)にてE-mailでのみ受付けるものとする

質問回答:OCVBのWebサイトにて掲示予定。なお、提案内容に関係すると思われる質問には回答しない。

(3) 企画参加申込及び適格性確認書の提出

申込期限:令和8年8月4日(火)正午まで

申込方法:企画提案コンペ参加申込書(様式2)、適格性確認書(様式3)の原本を郵送又は持参
※適格性確認書は、コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合は、構成企業全ての分を提出すること。

※申込後に参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式4)を提出すること

※郵送の場合も令和8年8月4日(火)正午必着

(4) 応募書類の提出

提出期限:令和8年8月13日(木)正午まで

提出方法:「6 応募書類」に定める全ての書類の原本を郵送又は持参すること。

※期限までに提出のあった応募書類は、後日OCVBより疑義照会を行うことがある。

※郵送の場合も令和8年8月13日(木)正午必着

6 応募書類

以下に掲げる書類の原本を1部とコピー各9部ずつ、及び電子データを提出すること。

(1) 企画提案提出書(様式5)

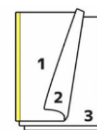
共同企業体で応募する場合、構成企業全てについて様式5-2を提出すること。

(2) 委託業務実施体制表

委託業務の実施に携わる企業名、氏名及び担当業務の一覧を記入すること。また、構成企業各社の役割を明確に記載すること。

(3) 企画提案書、提案概要書

要求された仕様の実現方法及び提案内容を明瞭簡潔に提示すること。サイズは A4縦置き(長辺綴じ・両面印刷・2穴パンチ・とじしろ余白2cm以上開ける)とし、製本やホチキス止め等を行わないこと。「提案概要書」については1枚にまとめること。



(4) 予算見積書

委託業務に係る人件費、素材費、機材費等について、(別紙1)積算項目を参考に、過不足は適宜変更の上、所要経費を見積ること。合計金額には消費税 10%を含み、小数点以下の端数は切り捨てとする。

※各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

※一般管理費の算出方法は(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100 以内とする。

※事業終了時には証拠等进行检查し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払う。
(一般管理費を除く)。

※精算時における一般管理費は、契約締結時(変更契約があった場合は変更契約時)の一般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により契約締結時の率を下回る場合には、この限りではない。

※企画費、人件費など自社内の経費として領収書等が発生しないものについては、精算の際、見積時の積算を超えることは出来ない。

※一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費の内、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費を指す。

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費の内、応募事業者(共同事業者構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費の内、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費は一般管理費の算出にあたって控除しないものとする。

※受託事業者の自社媒体等(100%同一の資本に属するグループ企業、連携事業者の関係会社(*1)を含む)の利用に係る経費においては、利益相当分を控除した金額を計上するものとする。

(*1)利益等控除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

(*2)第三者に本業務の一部を委託する必要がある場合は、「9 再委託(1)一括再委託の禁止」を参照すること。

7 審査

(1) 応募書類の審査

- ①提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。
- ②最終審査は対面式のプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会の詳細については、1次審査通過社のみに対して通知を行うこととし、公開しない。なお、1次審査・最終審査の内容について

の問合せには対応しない。

下記日程については予定とし、調整の過程で変更になる可能性がある。

【最終審査会】令和8年8月24日(月) 予定

(2) 審査基準

仕様書に示す要件の表現方法及び独自提案の優位性、実施体制、見積金額などにより総合的に審査する。

(3) 審査結果の通知

最終審査終了後1週間程度を目安とし、書面にて通知する。

8 契約の締結

契約予定事業者選定後は、仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で委託仕様書と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、以下の場合には契約予定事業者との契約を行わず、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

- (1) OCVB と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合。
- (2) 企画提案内容に著作権の侵害その他法令に抵触する事実が認められた場合。
- (3) 企画提案内容の重大な部分について第三者との関係により実施可能性が低いと OCVB が認めた場合。

9 再委託

(1) 一括再委託の禁止

本事業を実施するにあたっては、OCVB の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という)してはならない。第三者に本業務の一部を委託する必要がある場合は、対象となる業務内容を企画提案書及び見積書へ明記すること。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委託してはならない。

(2) 再委託の制限について

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下の通りとする。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務
- ③ 再委託者の資格については、本要綱「4応募資格」の規定を準用するものとする。

10 注意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には応募を無効とし、今後 OCVB への企画提案を受け付けないものとする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更及び追加は認めない。ただし、OCVB が要求した場

合はその限りではない。

(5) 提出された応募書類は返却しない。

11 免責事項

本業務の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

12 その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

【問合せ・書類提出先】

「沖縄観光感謝の集い 2027」実施業務

企画提案コンペ審査会事務局（国内事業部 国内プロモーション課内）

担 当：宮城、天久、砂辺

TEL：098-859-6125

E-mail：domesticpr-m@ocvb.or.jp